

産後ドゥーラ養成講座受講料の一部助成

北区では、産前と産後の育児を行っている家庭を対象に、支援者の不在時に産後ドゥーラやベビーシッターを派遣する安心ママパパヘルパー事業を実施しています。本事業内で活動する産後ドゥーラを育成するため、予算の範囲内において、産後ドゥーラ養成講座受講料の一部を助成します。

産後ドゥーラとは・・・

産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後の身体の回復、赤ちゃんの育児や新しい生活へのスムーズな導入を目的に、母親の気持ちに寄り添った、母親のためのサポートを行う人です。

(一般社団法人ドゥーラ協会 HP より)



対 象 者 以下のすべてに当てはまる方

- 産後ドゥーラの認定を受けた時点で北区に住民票がある方
- 一般社団法人ドゥーラ協会が実施する産後ドゥーラ養成講座を受講し、認定を受けた方
- 安心ママパパヘルパー事業において家事支援及び育児支援を委託する事業者に産後ドゥーラとして登録し、3年間北区内で活動できる方

※委託事業者については子ども家庭支援センターまでお問合せください。

※他自治体で産後ドゥーラ養成講座受講料に関する助成を受けている場合は、対象外です。

助 成 金 額 21万円 対 象 講 座 第33期

《助成金の申請先・問合せ先》

北区子ども家庭支援センター
住所：〒114-0002
北区王子 6-7-3
電話：03-3914-9565

《産後ドゥーラ・講座について》

一般社団法人ドゥーラ協会
ホームページ
<https://www.doulajapan.com/>
電話：03-3386-6355

